

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この組合は、生活クラブ生活協同組合大阪という。

### (事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し、又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

### (区域)

第4条 この組合の区域は、大阪府大阪市北区、淀川区、東淀川区、西淀川区、都島区、旭区、城東区、鶴見区、中央区、西区、東成区、港区、浪速区、天王寺区、生野区、大正区、西成区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び池田市、箕面市、茨木市、高槻市、枚方市、豊中市、吹田市、摂津市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、羽曳野市、能勢町、豊能町、島本町の区域とする。

### (事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を大阪府茨木市清水1丁目2番4号に置く。